

県南広域振興局長告示第104号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、江刺猿ヶ石土地改良区（奥州市）の日の神頭首工管理規程、鬼淵頭首工管理規程及び新山頭首工管理規程の廃止を認可した。

令和8年9月15日

県南広域振興局長 菅 原 健 司